

奈良県立橿原考古学研究所公的研究費取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良県立橿原考古学研究所公的研究費取扱規程（以下「研究費取扱規程」という。）第21条に基づき、本研究所における公的研究費の取扱いに関して必要な事項を定め、もって公的研究費の適正かつ効率的な管理・運用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語は、研究費取扱規程の用語の例による。
2 この要領において「研究代表者等」とは、公的研究費を単独で受けた者、研究組織の代表者及び公的研究費の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守等)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定等の通知書等に記載された事項（以下「補助条件等」という。）を遵守しなければならない。

(応募資格)

第4条 公的研究費の応募資格を有する者は、本研究所の研究者とする。

(公募の申請等)

第5条 公的研究費に係る研究計画調書等の公募書類を、研究代表者等が直接公募先に提出することとなっている場合は、あらかじめ企画学芸部長を経由して所長にその旨を届け出るものとする。
2 公募書類に係る監事の確認が必要な場合は、総務課長がこれを行うものとする。

(公的研究費の経理事務の委任)

第6条 研究代表者等が公的研究費の交付を受けたときは、その経理に関する事務を総務課に委任する。

(間接経費の譲渡)

第7条 間接経費が交付された研究代表者等は、間接経費を本研究所に譲渡する。
2 前項により間接経費を譲渡した研究代表者等が他の研究機関へ異動する場合の当該間接経費の取扱いは、補助条件等に定められたとおりとする。

(設備備品等の取扱い)

第8条 研究代表者等は、直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備備品等」という。）を補助条件等により寄附できるとされている場合は、購入後直ちに本研究所に寄附するものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

改正後の要領は、令和元年8月1日から施行する。

改正後の要領は、令和2年4月1日から施行する。